

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当	
許 認 可 等 名	徳島市勤労者福祉施設の利用の許可	
根 拠 法 令	徳島市勤労者福祉施設条例	
根 拠 条 項	第6条第1項	
連 絡 先	徳島県木材団地協同組合連合会（電話662-3711）	
審 査 基 準	基 準	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を与えないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) その他、施設の管理上支障があると認められるとき。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（令和 6年 2月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 即日
	（設定しないものについてはその理由）	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（令和 6年 2月 1日最終変更）

審查基準

基 準